

平成 27 年 6 月 1 日制定

令和 8 年 2 月 5 日改訂

令和 8 年 4 月 1 日施行

## (趣 旨)

第 1 条 この構造計算適合性判定業務手数料規程は、別に定める一般財団法人日本建築センターの構造計算適合性判定業務規程に基づき、一般財団法人日本建築センターが実施する構造計算適合性判定に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。(い) (と)

## (判定手数料)

第 2 条 構造計算適合性判定業務規程第 21 条に規定する構造計算適合性判定の申請に係る手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる構造計算適合性判定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分（地上部部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合も含む）は、それぞれ別の建築物とみなす。(い) (ぬ)

- (1) 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イに規定する政令で定める基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるもの）に適合するかどうかの構造計算適合性判定 別表 1
- (2) 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イ又は第 3 号イに規定する政令で定める基準に従った構造計算で国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの）に適合するかどうかの構造計算適合性判定 別表 2

# 構造計算適合性判定業務手数料規程

頁 No.2/3

SR-33-15

平成 27 年 6 月 1 日制定

令和 8 年 2 月 5 日改訂

令和 8 年 4 月 1 日施行

別表 1 判定手数料（第 2 条、(1)関係）（大臣認定プログラム以外による構造計算）

(い) (ろ) (は) (に) (ほ) (へ) (と) (ち) (り) (る) (を) (わ) (か)

(単位：円、非課税)

業務区域 (建設地)	構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計 (※1)						
	200m <sup>2</sup> 以内	200m <sup>2</sup> 超 500m <sup>2</sup> 以内	500m <sup>2</sup> 超 1,000m <sup>2</sup> 以内	1,000m <sup>2</sup> 超 2,000m <sup>2</sup> 以内	2,000m <sup>2</sup> 超 10,000m <sup>2</sup> 以内	10,000m <sup>2</sup> 超 50,000m <sup>2</sup> 以内	50,000m <sup>2</sup> 超
大阪府 滋賀県 奈良県 和歌山県	152,200	182,000	211,600	241,400	288,400	383,100	703,600
京都府	125,410	149,940	174,350	198,880	237,640	315,610	579,720
山口県	216,000			276,000	349,000	513,000	859,000
熊本県	イ) 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によるもの						
	278,000			372,000	425,000	566,000	1,040,000
	ロ) イ) 以外によるもの						
	100,000	199,000	260,000	297,000	566,000	1,040,000	
上記以外の 都道府県	216,000			276,000	349,000	514,000	859,000

※. 当財団より、適合判定通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合については、床面積の合計の 2 分の 1 の面積（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の 2 分の 1 を加えた面積）とする。

# 構造計算適合性判定業務手数料規程

頁 No.3/3

SR-33-15

平成 27 年 6 月 1 日制定

令和 8 年 2 月 5 日改訂

令和 8 年 4 月 1 日施行

別表 2 判定手数料（第 2 条、(2)関係）（大臣認定プログラムによる構造計算）

(い) (ろ) (は) (に) (ほ) (へ) (と) (ち) (り) (る) (を) (わ) (か)

(単位：円、非課税)

業務区域 (建設地)	構造計算適合性判定に係る建築物の床面積の合計 (※1)						
	200m <sup>2</sup> 以内	200m <sup>2</sup> 超 500m <sup>2</sup> 以内	500m <sup>2</sup> 超 1,000m <sup>2</sup> 以内	1,000m <sup>2</sup> 超 2,000m <sup>2</sup> 以内	2,000m <sup>2</sup> 超 10,000m <sup>2</sup> 以内	10,000m <sup>2</sup> 超 50,000m <sup>2</sup> 以内	50,000m <sup>2</sup> 超
大阪府 滋賀県 奈良県 和歌山県	115,300	130,100	145,000	159,900	181,400	228,800	386,800
京都府	94,990	107,200	119,520	131,730	149,500	188,490	318,720
山口県	153,000			181,000	218,000	305,000	471,000
熊本県	イ) 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算によるもの						
	191,000			238,000	261,000	332,000	567,000
熊本県	ロ) イ) 以外によるもの						
	94,000	151,000		181,000	198,000	332,000	567,000

※1：当財団より、適合判定通知書の交付があった建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合については、床面積の合計の 2 分の 1 の面積（床面積が増加する場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の 2 分の 1 を加えた面積）とする。

※2：上記以外の都道府県においては、別表 1「上記以外の都道府県」の額とする。